

災害事例

- 険があったにもかかわらず、監視人を配置する、ランウェイにストッパーを設ける等の接触防止措置を講じなかったこと。
- 2) 天井クレーンに近接する作業を行うに際して、当該天井クレーンの運転を禁止し、操作部分に運転を禁止する旨の表示をする、作業の指揮者を定め近接する作業に従事する労働者と天井クレーンの運転者との連絡等の方法を定める等の措置を講じなかったこと。
- 3) 作業方法、作業手順が確立されておらず、労働者が天井クレーンと接触するおそれのある姿勢で玉掛け作業が継続されたこと。
- 4) 同一工場内で複数の工事業者が作業を行っていたにもかかわらず、発注者が元請けの中から統括的に安全管理する者を指名せず、工場内の工事全体の安全管理体制が整備されていなかったこと。
- 1) 天井クレーンが走行中に労働者に接触する危険があるときは、監視人を配置するか、ランウェイにストッパーを設ける等の接触防止措置を講じること。
- 2) 天井クレーンに接触するおそれがあるところで労働者が作業するときは、天井クレーンの運転を禁止し、操作部分に運転を禁止する旨の表示をするか、作業の指揮者を定め労働者と運転者との連絡等の方法を定める等の措置を講じること。
- 3) 作業方法、作業手順を確立し、労働者が天井クレーンと接触するおそれのある姿勢で玉掛け作業がされることがないようにすること。
- 4) 同一工場内で複数の工事業者が作業を行うときには、発注者は元請けの中から工場内の作業における安全を統括的に管理する者を指名し、その者に工場内の工事を統括的に管理をさせる等工場内全体の作業の安全を確保すること。

3. 再発防止対策

接着剤の製造工程中の混合作業で発生した有機溶剤中毒

業種：化学製品製造業
被災：休業1名

厚生労働省化学物質調査課

1. 災害発生状況

本災害は、接着剤を製造するための一次工程における原料樹脂（液体）の混合作業中、有機溶剤（トルエン）を含んだ原材料が入っている混合機の投入口に、界面活性剤を投入していたところ、投入口周辺の気中有機溶剤濃度が上昇し、その有機溶剤蒸気を吸入したものである。

災害発生現場は、2階建ての樹脂溶解工場であり、1階に2つの溶解槽が設置され、2階の床面に各溶解槽の投入口が合計2つ設けられている。

災害発生当日、被災者は出勤後現場責任者の指示を受け、作業を開始した。当日の作業は、2つ

の溶解槽のうち1つを使用して接着剤原料からトルエンを約10%含有した混合原料を製造するものであった。まず、被災者は工場の2階の窓、戸を全て開けた。その後、1階に下り、トルエン、粘着付与剤等をポンプを用いて溶解槽に投入し、その後、再び2階に上がり、操作盤を操作して建屋外に設置されている原料タンクからパイプラインを通じてミネラルスピリット等の溶剤類を投入し、次に、液状の樹脂を投入口から投入した。

その後、攪拌を開始し、界面活性剤を4回に分けて投入した。通常では、溶解槽内部及び外部の加熱用の蒸気コイルのバルブを2回目及び3回目